

## 徳島県規則第一号

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年一月二十三日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則（昭和四十二年徳島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「限る」の下に「次号において同じ」を加え、「受給権者」を「就学支援金受給権者」に改め、同号口中「規定する就学支援金」の下に「（以下「就学支援金」という。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 定時制の課程又は通信制の課程に在学する者のうち、就学支援金が支給されていない者に対し令和七年度分の授業料等に相当する教育費を補助することを目的として臨時に支給される支援金（以下「臨時支援金」という。）の支給を受ける資格の認定を受けた者（以下「臨時支援金受給権者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ やむを得ない理由により、学校での履修の登録をした単位数が知事が別に定める

単位数を超える者

ロ 学校を休学したことにより、臨時支援金の支給の停止を受ける者

第五条第二項第一号中「受給権者」を「就学支援金受給権者」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「第二条第二号イ」の下に「又は第三号イ」を、「第二条第二号ロ」の下に「又は第三号ロ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第二条第三号の規定により授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書に次の書類を添えて、校長を経て知事に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、臨時支援金の支給を受ける資格の認定の申請をしている場合は、当該認定を受けた後遅滞なく、提出しなければならない。

一 臨時支援金受給権者であることを証明する書類の写し

二 臨時支援金の支給の停止を受けていることを証明する書類の写し（第二条第二号ロに該当する者に限る。）

第六条第二項中「第二条第二号ロ」の下に「又は第三号ロ」を加える。

様式第四号の注1中「については、」を「については、」に改め、同注2中「に該当する」を「又は第3号イに該当する」に、「賞罰」を「、賞罰」に、「記入」を「、記入」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の規定は、令和七年度分の授業料及び受講料から適用する。